

公共事業用地の取得に伴う代替地の登録制度事務取扱要領

(平成2年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県県土整備部・都市整備部の地域機関の所管する公共事業の施行に係る用地の取得に際し、代替地の円滑なあっせんを図るために代替地の登録制度を設け、もって公共事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(代替地の登録)

第2条 埼玉県県土整備部・都市整備部の地域機関の長(以下「所長」という。)は、迅速な代替地のあっせんを図るため、代替地の候補地となるべき土地について、代替地カード(様式第1号)を作成し、必要な事項を代替地登録状況一覧表(様式第4号)に登録しておくものとする。

2 前項に規定する代替地カードに登録する土地は、次の各号のすべてに該当する土地で、所長が適当と認めたものとする。

- 一 土地の所有者から代替地登録申出書(様式第2号)により代替地として提供を希望する旨の申出があった土地
- 二 抵当権等の所有権以外の権利が、設定されていない土地又は設定されていても代替地の売買契約締結時まで、その抹消が確実な土地
- 三 所有権等の権利帰属及び境界について、裁判所及び裁判外で争いのない土地
- 四 差押え等により、所有権の処分の制限がなされていない土地
- 五 所有権の保存登記がなされている土地
- 六 代替地提供者と代替地の登記名義人が一致している土地又は代替地の売買締結時まで一致することが確実な土地

(現況調査)

第3条 所長は、代替地カードに登録した土地(以下「登録土地」という。)について速やかに現況調査を行い、代替地カードに登録された事項の確認を行うものとする。

(代替地カード等の活用)

第4条 所長は、事業説明会及び用地交渉において、代替地カード及び代替地登録状況一覧表を十分活用するよう努めるものとする。

(代替地のあっせん)

第5条 所長は、被補償者から代替地として登録土地のあっせんの申出を受けた場合であって、その申出が適当であると認めるときは、速やかに当該登録土地のあっせんを行うものとする。

(代替地の契約)

第6条 代替地に係る契約は、原則として「対償地の提供に伴う契約及び支払に関する事務取扱要領」(昭和52年7月19日制定)により、行うものとする。

(処分及び登録抹消の申出)

第7条 所長は、代替地提供者が、代替地カードに登録された土地の登録の抹消を希望する場合は、申出書(様式第3号)の提出を求めるものとする。

(登録代替地の調整等)

第8条 県土整備部用地課長(以下「用地課長」という。)は、代替地の登録の状況を的確に把握して、必要な調整と指導を行うものとする。

2 所長は、第6条の規定により代替地に係る契約を締結した場合、又は前条の申出書を受けた場合は、当該登録情報を削除した代替地登録状況一覧表を用地課長に送付するものとする。

なお、代替地に係る契約を締結した場合は、契約書の写しを併せて送付するものとする。

3 所長は、登録されている代替地の状況について、面積、希望価格等の登録事項について変更がないかをあっせんを行う前に必ず確認しなければならない。

(市町村長等に対する協力依頼)

第9条 所長は、代替地の登録制度の円滑な実施を図るため、関係市町村長等に対して代替地に関する情報の収集等必要な協力を求めるものとする。

(運用上の配慮)

第10条 この要領の規定は、代替地の登録制度の目的を達成するためにおいてのみ行うべきであって、所長は、運用に当たって代替地提供者等の私生活が侵されることがないように特に配慮するものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第2条第1項、第4条及び第8条第2項に定める「代替地登録状況一覧表」については平成29年11月1日から適用する。